

# 甲南大学法科大学院入学試験問題について

2017年度秋入学・2018年度春入学  
一般入学試験（A日程・8月19日分）

## 試験科目：民法

### 1. 出題趣旨

設問1、2においては贈与の撤回がどのような場合に許されるか、設問3においては負担付き贈与を受けた者がその負担を履行しなかった場合にどのような法的問題が生じるかを問うものである。事例1においては、AとBとの間には、書面によらない贈与契約が成立したこと、Bは未成年者であり行為能力を有しないが、贈与契約の承諾は権利を得る法律行為にすぎないからBが単独で行うことができ（民法5条ただし書き）、Bの贈与の承諾は有効であることが問題になる。そして、設問1において、民法550条に基づき、書面によらない贈与は履行が終わるまで撤回することができるところ、観念的な所有権が移転しただけでは、履行が終わったとすることはできない（最判昭和31年1月27日民集10巻1号1頁）からBの主張は認められないこと、設問2において、本件土地について所有権移転登記手續がされたときは、不動産の引渡しの有無にかかわらず、贈与の履行は終わったものと解すべきである（最判昭和40年3月26日民集19巻2号526頁）から、Aの主張は認められないことを答える。

設問3は、Cは、Dが負担を履行しないから債務不履行があったとして、民法541条に基づき、相当の期間を定めて本件不動産に同居してCの老後の生活の面倒をみるように催告した上で、Dがこれを履行しなければ贈与契約を解除し、又は負担の履行を催告しても、Dが応じないことが明らかである場合には無催告で解除し（民法542条参照、最判昭和53年2月17日判タ360号143頁）、Dに対し、所有権移転登記の抹消登記手續を求めることを答える。

### 2. 採点実感

設問1と設問2の贈与契約の撤回が許されるか否かについては、贈与の基本的な論点に関する出題であったため、おおむね正解を答えていた。しかしながら、その前提となる未成年者Bが有効に贈与契約の承諾を行うことができることまで論及し、書面によらない贈与契約が有効に成立していることを触れている答案はほとんどなかった。また、設問3について、民法541条に基づく解除について記載している答案は多かったが、Dの債務不履行の内容が履行遅滞であることや民法541条に基づく催告解除の内容を正確に記載してい

る答案は多くはなかった。また、無催告解除について触れている答案はなかった。

### 3. 学習方法

教科書から学ぶ法律論は、社会で生起する具体的な法律的紛争を解決するためのものである。具体的な紛争の解決には、教科書で学んだ民法の種々の基本的な法律論を具体的事実に対当てはめ、論理的に結論を導いていく必要がある。その際には、広い視野をもって事例を読みこなし、そこにどのような法的問題が潜んでいるかを考察する必要がある。それらのためには、何よりも民法の基本的な法律論に習熟することが重要である。